

## 參考資料

1. 主な新規事業等の取り組み年度（前期計画予定）

基本目標	事業名		事業内容	担当課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
すべての子どもが心豊かに成長、発達できるまちづくり	要保護児童対策地域協議会	新規	要保護児童（虐待防止）ネットワークの構築	福祉課	→				→
	育児支援家庭訪問事業	新規	出産後の養育困難家庭への訪問による育児指導	健康課	→				→
だれもが安心して子どもを産み育てられるまちづくり	発達相談事業	新規	発育・発達の遅れやその疑い児に対する医師や保健師の相談や支援	健康課	→				→
	乳幼児健康支援一時預かり事業	新規	病気回復時にある児童を対応可能な施設での病後児保育	福祉課			→		→
	地域型学童保育事業	拡大	小学校の空教室以外での地域型学童保育の開設補助	福祉課		→	→	→	
	育児休業制度利用促進等	新規	市内事業者への普及啓発及び促進	商工観光課		→			→
	乳幼児医療費助成事業	拡大	一部負担金助成の維持、3歳児から就学前児童への拡大	市民課	7月～	→			→
	重度障害者(児)医療費助成事業	拡大	一部負担金助成の維持、重度精神障害者(児)への拡大	市民課	7月～	→			→
	母子家庭等医療費助成事業	拡大	医療費の一部負担金助成の維持	市民課	7月～	→			→
	公営住宅の優先入居	新規	ひとり親家庭や多子世帯等の優先入居を検討	まちづくり課	→				→
地域社会が一体となって、子どもと子育て家庭を支援するまちづくり	子育てサロン	新規	小学校区毎に身近な場所での情報交換サロンの開設	(社会福祉協議会)	→				→
	地域で子どもを見守ろう運動	新規	青少年健全育成本部を中心に地域での声かけ・見守り運動	生涯学習課	→				→
	地域子育てネットワーク事業	新規	青少年育成運動推進員を中心に地域内の相談活動のネットワーク化	生涯学習課	→				→

実施予定年度は現段階であり、以後変更する場合があります。

## 2. 特定 14 事業に係る目標事業量

本計画では、保育サービスを中心とした特定 14 事業に係る目標事業量について、以下のように設定し、取り組んでいきます。

事業名及び事業内容	実施状況 (H16年度)	目標事業量 (H21年度)	備考
<b>通常保育事業</b> 労働又は疾病等の事由により、保育に欠ける児童を保育所において保育する。(11時間の開所における保育時間原則8時間)	14保育所 定員1,430人 (入所円滑により15~25%超の受け入れ可能)	14保育所 定員1,430人 (入所円滑により15~25%超の受け入れ可能)	
<b>延長保育事業</b> 保護者の就労形態の多様化等に伴い、通常の開所時間の11時間を超えて延長保育を行う。	1時間延長 13か所 2時間延長 1か所	1時間延長 13か所 2時間延長 1か所	
<b>夜間保育事業</b> 保護者の就労形態の多様化等に伴い、夜間にわたり保育に欠けた児童を保育所において保育する。	未実施	未設定	
<b>子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)</b> ひとり親等の保護者が仕事等の理由により夜間に不在となる場合、児童福祉施設で一時的に養育する。	未実施	未設定	
<b>休日保育事業</b> 保護者の就労形態の多様化等に伴い、日曜、祝祭日等の保護者の就労により保育に欠けた児童を保育所において休日保育する。	1か所	1か所	
<b>放課後児童健全育成事業 (児童クラブ事業)</b> 両親の共働き等で昼間保護者がいない家庭の小学校低学年児童に対し、小学校の空き教室等を利用し、遊びを通じた児童の健全育成を図る。	8か所(8小学校内) *国基準5か所 1か所あたり定員約15人~40人	8か所(8小学校内) その他 3か所	地域型で募集し、運営に対する補助を行う。
<b>乳幼児健康支援一時預かり事業 [病後児保育(派遣型)]</b> 保育所に通所中の児童が病気回復時にあり集団保育が困難な場合、児童を一時的に預かり、保護者の就労と育児の両立を支援する。	未実施	未設定	施設型で対応
<b>乳幼児健康支援一時預かり事業 [病後児保育(施設型)]</b> 病後児への対応が可能な児童福祉施設や医療機関に併設した施設で行う場合を施設型、児童の居宅に出向く場合を派遣型という。	未実施	1か所 定員 4名	

事業名及び事業内容	実施状況 (H16年度)	目標事業量 (H21年度)	備考
<b>子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)</b> 保護者の疾病等で児童の養育が一時的に困難になった場合、児童福祉施設で一時的に養育する。	2か所(委託)	2か所(委託)	
<b>一時保育事業</b> 保護者が就労、入院等で一時的に保育が困難になった場合や緊急時の保育等一時的に保育を受け付ける。	14保育所で実施	14保育所で実施	
<b>特定保育事業</b> 3歳未満児を対象に、週2～3日程度、午前か午後のみなど、必要に応じ利用できる保育。	未実施	未設定	一時保育事業にて対応
<b>ファミリーサポートセンター事業</b> 育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人が共に会員になり、地域における育児に関する相互援助活動を行うことを支援する事業。	1か所	1か所	社会福祉協議会委託
<b>地域子育て支援センター事業</b> 在宅乳幼児とその保護者を対象に、ふれあい保育等を通じ、地域の子育て支援を行い、育児相談や子育て情報の提供、サークル育成等を行う。	1か所	1か所	子育てゆとり創造センター(来住保育所)
<b>つどいの広場事業</b> 主に0～3歳の乳幼児を持つ子育て中の保護者が集い、交流を図る場を提供する。育児相談や子育て情報の提供等を図る。	1か所 (国事業 0)	1か所 (国事業 0)	子育てサロン(児童館1か所・小学校区8か所)

### 3 . 小野市次世代育成支援対策行動計画策定委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境づくりの指針となる小野市次世代育成支援対策行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するため、小野市次世代育成支援対策行動計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 策定委員会は、行動計画に関する情報を収集し、並びに素案を検討及び審議する。

2 前項に規定するもののほか、策定委員会は、目的達成のために必要な事項を検討及び審議する。

#### (構成)

第3条 策定委員会は、委員14名をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子育てに関する活動を行う地域活動団体の代表者
- (3) 行政関係者(保健、福祉、教育等)
- (4) その他市長が適当と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、平成17年3月31日までとする。

#### (委員長)

第5条 策定委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、策定委員会の会務を統轄し、策定委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

#### (会議)

第6条 策定委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

#### (構成員以外の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

#### (庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、市民福祉部において処理する。

#### (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

#### (この要綱の失効)

2 この要綱は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。

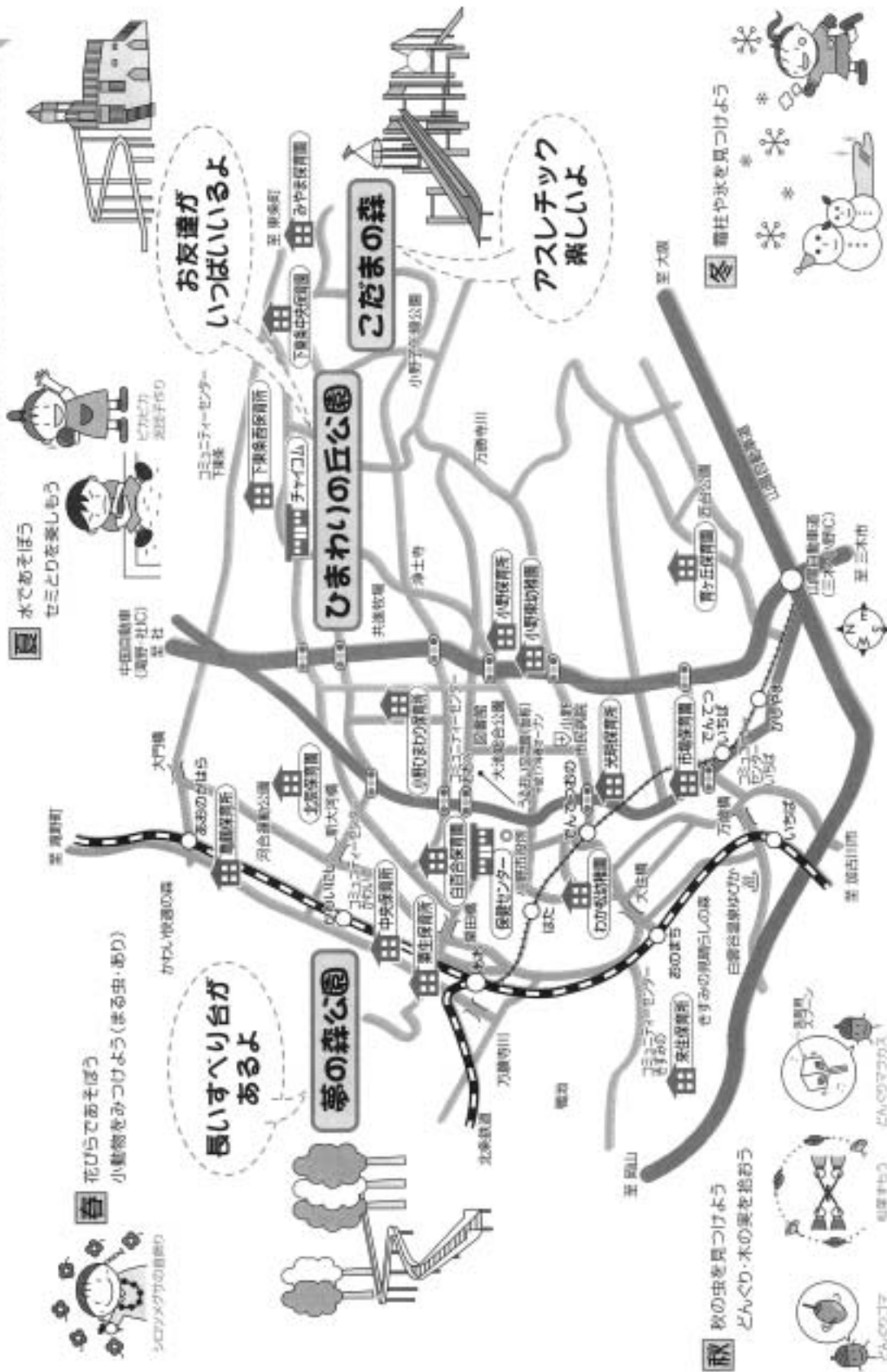
#### (招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条の規定にかかわらず市長が招集する。

## 4 . 小野市次世代育成支援対策行動計画策定委員会委員名簿

職名	氏名	所属団体等
委員長	田中 亨胤	兵庫教育大学教授
副委員長	美崎 幸代	兵庫県保育協会小野支部代表
委員	岡本 富美雄	小野市民生児童委員協議会代表
委員	服部 美智子	小野市民生児童委員協議会主任児童委員代表
委員	松本 恵美子	小野市保育所連合保護者会代表
委員	青木 百合子	小野市連合PTA代表
委員	前田 光教	小野市子ども会連絡協議会代表
委員	高坂 純子	市民委員
委員	金澤 敏子	市内幼稚園代表
委員	山本 秀美	市内小学校・養護学校長会代表
委員	藤尾 千鶴	家庭児童相談員
委員	西山 千賀子	家庭児童相談員
委員	福垣 恵子	兵庫県社健康福祉事務所保健指導課長
委員	藤井 栄一	小野市民病院小児科部長
委員	竹内 加奈子	保健センター保健師代表

# 子ども遊び場マップ★



小野市次世代育成支援対策行動計画  
子育て支援ひまわりプラン  
～ ふれあい、育ちあい、支えあい ～

平成17年3月

---

編集・発行：小野市 市民福祉部 福祉課  
〒675-1380 兵庫県小野市王子町 806-1  
TEL：0794-63-1000(代)  
FAX：0794-63-6600(代)  
<http://www.city.ono.hyogo.jp/>

---



ハートフルシティの

